

別表第六号表(第六十八条関係)

有 価 証 券 明 細 表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	株 式 数	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
		円		円	円	
	計					

び 公 社 債、 国 債 及 地 方 債	銘 柄	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
		円	円	円	
	計				

出 資 証 券	種 類	一口の出資金額	出 資 口 数	出 資 総 額	貸借対照表計上額	摘 要
		円		円	円	
	計					

その他の有価証券	種 類	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
		円	円	
	計			

(記載上の注意)

- (1) この表は、貸借対照表に掲げる有価証券で関係会社の株式、社債及び出資金以外のものについて記載する。
- (2) 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が財務諸表作成会社の資本金額(資本の合計額が資本金額に満たない場合には当該合計額の500分の1以下の場合)には、当該有価証券の貸借対照表計上額を省略することができる。この場合には、株式については銘柄の総数、総株式数、取得価額合計額及び貸借対照表計上額合計額を記載し、株式以外のものについては公社債、国債、地方債、投資信託受益証券等到大別して券面総額、取得価額合計額及び貸借対照表計上額合計額を当該各欄に記載する。
- (3) 「株式」、「公社債、国債及び地方債」、「出資証券」及び「その他の有価証券」の表は、投資有価証券と一時的所有の有価証券とに区別して記載する。
- (4) 株式の銘柄は「何会社第二新株」、公社債の銘柄は「何会社第何回物上担保付何号公社債」、国債証券及び地方債の銘柄は「第何回何分利付何国債」又は「第何回何分利付何債」のように記載する。なお、社債に新株引受権が付与されている場合には、その旨を付記する。
- (5) 一株の金額は券面額を記載し、取得価額は取得価額の合計額を記載する。
- (6) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準を摘要欄に記載する。ただし、評価基準が第3条の2の規定により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (7) 「その他の有価証券」の欄には、有価証券の種類(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載する。